

令和元年横瀬町農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月23日(金) 午前10時から10時28分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(10人)

会長	2番	町田恒夫
会長職務代理者	7番	富田哲夫
農業委員	1番	加藤虎三
	3番	町田幸広
	4番	町田多
	5番	佐野貞行
	6番	小室寿徳
	8番	小泉茂樹
	9番	若林想一郎
	10番	武藤量司
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	荒船敏明
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第19号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件

第4 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	赤岩利行
書記	町田勝一
	小俣敏孝

7. 会議の概要

議長 それでは、ただいまから審議に入ります。本日は全員の方にご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第9回農業委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名を申し上げますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

4番、町田多委員、それから5番の佐野貞行委員さん、ご両名にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第19号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第19号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件を議題といたします。

まずは、議案第19号番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 まずは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願につきましてご説明いたします。

これらの証明は、農地の相続等に係る特例措置を受けている方が、適正に農業に取り組んでいるかを調査するため、所管する税務署が3年ごとに調査を行う際、添付資料として必要となるものです。既に農業を廃業していないか、対象農地が農地以外のものに転用されていないか等を、農業委員会はその事実に基づき証明をすることとなります。

上程されました議案第19号番号1についてですが、申請者は議案書にご

ございますとおり、横瀬町出身の新座市在住の方です。該当する農地は、議案書の地番の欄にあります13筆です。

具体的な場所を案内図1、2でご説明いたします。2枚めくっていただき、案内図1をごらんください。まずは、赤色で示した部分、寺坂棚田の中の2筆です。1枚めくっていただき、案内図2をごらんください。赤色で示した場所、札所9番付近の11筆になります。

申請者は、租税特別措置法の規定により相続税の納税猶予を受けている農業者でありまして、農業委員会でその農業従事、農地の状況を確認して証明することとなっています。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員さん、お願いします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。

ただいま上程されました議案第19号番号1について、担当推進委員として租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を行っている旨の証明願について、農地の所在地番並びに地積の一覧表をもとに、去る18日日曜日に加藤委員と同行し、現地調査を9時10分から行いましたので、その所見を述べさせていただきます。

本案件の申請地は、札所9番北側に位置する3筆の畑には野菜が植栽されていて、一部の未耕地畑で申請者が耕うん作業中でしたので、話を伺ったところ、当申請は平成18年に父親から相続したときからこの制度を活用し、3年前に税務署に報告しているとのことでした。また、札所9番の南側に位置する西傾斜の畑8筆には果樹が植栽され、下草が刈り取られていて、維持管理している状況が認められ、また担当地区外なのですが、寺坂棚田の田は、所有者として棚田学校に協力していただき、稲作をしているとのことでしたが、申請者が郡市外に居住していて農業経営を行っているとのことには疑義が残りますが、委員皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 お疲れさまでした。ありがとうございました。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の1番、加藤委員さん、よろしくお願いします。

- 加藤委員 1番の加藤です。
荒船さんと一緒に回らせてもらったのですが、今報告していただいたとおりで、問題ございません。よろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございます。以上で担当委員の所見を終了いたします。
ちょっと休憩をさせてください。休憩します。
休 憩 午前10時06分
再 開 午前10時08分
- 議長 それでは、再開いたします。
ここで、質疑に移ります。
質疑のある方はお願いいたします。よろしいですか。
〔「なし」〕
- 議長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。上程中の議案第19号番号1につきましては、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
〔挙手全員〕
- 議長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第19号番号1の引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件につきましては、証明することに決定いたしました。
続きまして、議案第19号番号2についての事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 議案第19号番号2についてご説明いたします。
申請者は、議案書にございますとおり、町内在住の方です。該当する農地は、議案書の地番の欄にあります18筆です。
具体的な場所、案内図3でご説明いたします。3枚めくっていただき、案内図3をごらんください。根古屋橋から山口浄水場付近にかけて、国道299号線の両側に点在しております赤色で示した場所です。
申請者は、租税特別措置法の規定により相続税の納税猶予を受ける農業者でありまして、農業委員会でその農業従事、農地の状況を確認して証明することとなっています。
以上で事務局からの説明を終わります。
- 議長 ありがとうございます。事務局の説明を終了いたします。
続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員さん、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼でございます。上程されました議案第19号番号2について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る8月19日午前10時ごろ、補助農業委員の小泉委員と同行し、現地及び申請図書の確認をしました。ちょうどこの日、この議案書の中の農地案内図があるのですけれども、19の2です。この番号2のところに車をとめていきましたら、ちょうどご夫婦で畑仕事をしておりました。それで、一応挨拶して、これから見させてもらいますということで2番から3番、国道へ戻りまして4番、ここにちょっと西側にへこみ地があるのですけれども、5番を見て、6番、それで回り込んで7番、最後に畑を見て、1番です、これを見て回りました。どれも適正に管理してありますので、特に問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の8番、小泉委員さん、お願いします。

小泉委員 農業委員の小泉です。

平沼推進委員さんと当該地域を回りまして、大変広い農地ですけれども、よく管理されていると思えました。

以上です。

議長 ありがとうございます。よく管理をされていると。皆さんもごらんになっているかと思えます。

補助委員、担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

質疑ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

上程中の議案第19号番号2につきましては、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第19号番号2、引き続き農業経営を行っている旨の証明願

及び耕作証明願に関する件につきましては、証明することと決定いたしました。よろしくお願ひいたします。

引き続きまして、日程第4、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第20号番号1についての事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第20号番号1についてご説明いたします。

議案第20号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目は畑、現況地目も畑で、計画面積は638平方メートルです。

譲受人は、議案書にございますとおり、町内所在の法人です。譲渡人は、議案書にございますとおり、町内在住の2名であります。申請理由は、建売住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

1枚めくっていただき、案内図4で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどやや右寄りにあります赤色で示した箇所になります。具体的な場所ですが、横瀬駅から南西に約190メートルのところ申請地になります。

この農地について所有権の移転を行い、2棟の建売住宅用地として転用したいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が駅等から300メートル以内に存在していることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員さん、お願ひいたします。

荒船推進委員

農地利用最適化推進委員の荒船です。

ただいま上程されました議案第20号番号1について、担当推進委員として、農地法第5条第1項に規定する農地転用許可申請について、添付書類を精査し、去る19日月曜日に小室委員と同行し、現地調査を9時から行いましたので、所見を述べさせていただきます。

本案件の申請地は、宇根地内の東林寺南東に位置する小高い畑の休耕地、638平米、約193坪を宅地造成し、横瀬町内の業者が建売住宅を南北に2棟建築する分譲地であり、住宅建設に伴う排水については北側の既設道路側溝へ接続し、放流し、隣接農地所有者にも承諾を得ているので、問題はないと思われまますので、委員皆様の審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、小室委員さん、お願いいたします。

小室委員

6番、小室です。

19日に荒船推進委員さんと現地のほうの確認をいたしました。隣接する北東側の農地を以前は農作物をつくっていたのですが、現在ではちょっと体調を崩してしまい、耕作できない状態で休耕となっていますので、周りの農地への影響も特にはないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続いて、質疑に移ります。

質疑いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」〕

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第20号番号1につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第20号番号1、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第20号番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

議案第20号番号2についてご説明いたします。

議案第20号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります3筆です。台帳地目は畑、現況地目も畑で、計画面積は1,461平方メートルです。なお、事業の全体計画は、隣接する宅地337.19平方メートルを含めた1,798.19平方メートルとなっています。

譲受人は、議案書にございますとおり、秩父市在住の方であります。譲渡人は、議案書にございますとおり、町内在住の方であります。申請理由は、建売住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

2枚めくっていただき、案内図5で場所についてご説明いたします。申

請地の場所は、この地図の中ほど少し上にあります赤色で示した場所の左側の部分になります。具体的な場所ですが、県道熊谷小川秩父線、語歌橋の北東約290メートルのところが申請地になります。この農地について、所有権の移転を行い、6棟の建売住宅用地として転用したいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員さん、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第20号番号2について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る19日ですが、午後、補助農業委員の佐野委員と同行して、現地及び申請図書の確認をいたしました。

今事務局の説明にもありましたとおり、もうこういうところでございますので、あえて言うことは特にございません。ただ、最後に周りの農地に影響を及ぼすようなところはないと思いますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の5番、佐野委員さん、お願いいたします。

佐野委員 農業委員の佐野と申します。

8月19日午後1時から、平沼推進委員と現地へ視察しましたが、県道熊谷小川秩父線の脇にあり、下水道本管も整備され、隣接地の所有者の承諾も得ていると。あと、建売住宅用地ということで、進入道路も確保されるものと思われま。特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時22分

議 長 それでは、再開いたします。
質疑に移ります。ご質疑ございますか。
〔なし〕

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。上程中の議案第20号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第20号番号2、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございました。

続いて、議案第20号番号3について、事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局 議案第20号番号3についてご説明いたします。

議案第20号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目も畑で、計画面積は519平方メートルです。

譲受人は、議案書にございますとおり、東京都豊島区所在の法人であります。譲渡人は、議案書にございますとおり、町内在住の方であります。申請理由は、建売住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

2枚めくっていただき、案内図5で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほど少し上にあります赤色で示した場所の右側の部分になります。具体的な場所ですが、県道熊谷小川秩父線、語歌橋の北東約290メートルのところが申請地になります。この農地について、所有権の移転を行い、2棟の建売住宅用地として転用したいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了いたします。
続きまして、担当委員の説明に移ります。
担当委員の平沼推進委員さん、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。

上程されました議案第20号番号3について、去る8月19日、補助農業委員の佐野委員と同行し、現地及び申請図書の確認をしました。

前と、2と関連がある案件だと思います。一応前後して町道に挟まれた土地なので、東側が大入沢ですか、その場所なのですが、特に周辺農地等への影響は少ないと思われしますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

5番、佐野委員さん。

佐野委員 農業委員の佐野と申します。

8月19日午後1時から、平沼推進委員と現地へ視察しましたが、県道熊谷小川秩父線脇にあり、排水は問題ないと思います。隣接地所有者の承諾ももらっているということで、あと歩道ですか、道路の拡幅のあれも分筆されておりますので、特に支障はないと思います。ご審議お願ひします。

議 長 ありがとうございます。担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第20号番号3につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第20号番号3、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しましては、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。

本日、委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。大変ありがとうございました。

(午前10時28分)